# 川越市総合計画について

### 1 総合計画とは

総合計画は、市民、行政、事業者が共にまちづくりを進めていくための基本的な指針とな るもので、目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や必要な方策を定めたものです。

# 2 総合計画の策定根拠

地方公共団体の自由度の拡大を図ることなどを目的に、平成23年に地方自治法が改正さ れ、基本構想を定める法的な義務付けが廃止されました。しかしながら、川越市では、総合 計画がまちづくりの指針となる重要な計画であることに鑑み、その後も総合計画を策定して いくこととし、総合計画の策定根拠として平成26年に「川越市総合計画策定条例」を制定 しました。

### ■参考1 総合計画の策定根拠

• 昭和 44(1969) 年 地方自治法の一部改正により基本構想の策定義務の創設

• 平成 23(2011) 年 地方自治法の一部改正により基本構想の策定義務の廃止

・平成 26(2014) 年 川越市総合計画策定条例の制定

※条例第3条 『市は、総合計画を策定しなければならない。』

#### ■参考2 これまでの川越市総合計画

- 川越市総合振興計画 昭和 47(1972)年度~昭和 60(1985)年度【計画期間 14年】 将来都市像:川越の住民であることに誇りをもてる都市
- 川 越 市 総 合 計 画 昭和 58(1983)年度~平成 7(1995)年度 【計画期間 13 年】 将来都市像:明るい未来をつくる緑豊かな国際性のある文化都市
- 第二次川越市総合計画 平成8(1996)年度 ~平成17(2005)年度【計画期間10年】 将来都市像:自然と歴史を生かし、市民がいきいきと、新しい暮らしを創造するまち
- **第三次川越市総合計画** 平成 18(2006) 年度~平成 27(2015) 年度【計画期間 10 年】 将来都市像:ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越
- 第四次川越市総合計画 平成 28(2016)年度~令和 7(2025)年度 【計画期間 10 年】 将来都市像:人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越

# 3 現行計画 [第四次川越市総合計画(平成28年度~令和7年度)]

現在、令和3年度を初年度とする5年間の後期基本計画が進行しています。

#### ■参考1 総合計画の構成

川越市総合計画策定条例では、"総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画からなる"と定め られています。(第2条) 基本構想(H28~R7:10年間) 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図る ために定める基本的な構想です。 基本構想 基本計画(前期 H28~R2、後期 R3~R7) 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に 示す計画です。 基本計画 実施計画(3年計画) ※毎年度改訂 基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方 実施計画 法等を示す計画です。

### ■参考2 基本構想の構成、基本構想と基本計画の関係

